

番号	②
項目	<p>コロナワクチン3回目接種には入院中の精神科病院、通院中の精神科医療機関において可能にするよう、大阪府、市町村の医師会に働きかけていただくこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における個別医療機関でのワクチン接種については、医師会に加入されている医療機関は精神科病院も含め、医師会を通じ意向調査を行い、参加の意向のあった医療機関において接種を行うこととしています。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	③
項目	(精神障害者と家族からの) 24時間365日相談窓口の設置
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、医療機関の確保が難しい夜間、休日について、大阪府及び堺市と共同で、精神科救急医療情報センターを設置し、緊急的な入院に対応できる精神科病床を確保し、救急隊から相談があれば、速やかに受診に係る調整を行い、スムーズに搬送、治療ができるよう精神科救急医療体制の整備に努めております。</p> <p>おおさか精神科救急ダイヤルについては、平成27年度より夜間休日のみの対応としておりますが、平日の日中につきましては、各区の保健福祉センターにおける精神保健福祉相談等により、こころの健康に関する様々な相談に応じております。</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	④
項目	<p>身体拘束の時間規定の設置実現(WHO 世界原則では上限 4 時間—現行 精神保健福祉法に時間規定なし) に向けて、医療機関での身体拘束・行動制限(保護室使用など) 記録の義務化指導と患者側の人としての訴え、尊厳をくみ取った身体拘束・行動制限(保護室使用など) の最小化(時間のみならず飲料水、食事提供のありかた、トイレの水の自己管理、トイレトペーパーの設置、部屋の清潔、窓の設置など) への実地指導をしていただくこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、精神医療に関する制度の適正な運用を確保し、もって患者の人権擁護に資することを目的として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 6 の規定に基づき、市内に設置された精神科病床を有する病院に対し、関係法令等の遵守状況や病院内の設備、医療環境、応急入院等制度の運用状況、入院患者の処遇等について実地指導を行っています。また、入院患者との面接及び院内巡視の場で、人権に配慮した適切な療養環境の提供がなされているかの視点で聞き取りを行い、法に定められた範囲に限らず医療機関と意見を交換し、改善に向けての要望を積極的に伝えています。</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	⑤
項目	<p><u>すべての市民への精神疾患理解及び精神障害者への人権教育の義務化を。</u></p> <p><内容> 『精神疾患に関わる理解』のテキストを作成し、学習の実施。 「障害者権利条約」「大阪府障害者差別解消条例」の要約テキストを作成し学習の実施 家族の体験をお話しする場の確保</p> <p><対象者> 大阪府下、公立、私立 小学校、中学校、高校、大学、専門学校すべての教職員、児童生徒、学生 医療関係者、(医師、職員、看護師、薬剤師) 一般市民（地域自治会、民生委員、事業所、行政機関、障害者施設事業所それぞれの全職員）</p>
	<p>(回答)</p> <p>こころの健康センターでは、市民に対する精神保健福祉に関する知識や精神障がいについての正しい知識などの普及啓発を目的として、こころの健康講座、ひきこもり市民講座、思春期関連問題市民講座などを実施しております。</p> <p>今後も、精神保健福祉の情勢等に注視しながら、市民への精神疾患に関する理解が進むよう、効果的な普及啓発を行ってまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	⑤
項目	<p>すべての市民への精神疾患理解及び精神障害者への人権教育の義務化を。</p> <p><内容></p> <p>『精神疾患に関わる理解』のテキストを作成し、学習の実施。 「障害者権利条約」「大阪府障害者差別解消条例」の要約テキストを作成し学習の実施 家族の体験をお話する場の確保</p> <p><対象者></p> <p>大阪府下、公立、私立 小学校、中学校、高校、大学、専門学校すべての教職員、児童生徒、学生 医療関係者、(医師、職員、看護師、薬剤師) 一般市民(地域自治会、民生委員、事業所、行政機関、障害者施設事業所それぞれの全職員)</p>
	<p>(回答)</p> <p>精神疾患を理解するための資料として、平成15年に「精神障害者の理解を深めるために」の冊子を作成しております。さらに、「新任教員のためのガイドブック(平成25年4月)」に「精神疾患・精神障がい者の正しい理解を深めるために」を掲載し、教職員が正しい理解のもとで当該の幼児児童生徒とその保護者に適切に対応すること、学校園として関係機関と連携を図り、ケアに努めることなどを示しました。</p> <p>「新任教員のためのガイドブック」については、毎年見直し、改訂を行うとともに、新任教員だけでなく、全ての教職員がすぐに見て活用できるよう教職員用の校園ネットワーク(SKIPポータル)に掲載しております。また、各学校園の校内研修等でも活用できるよう、本ガイドブックの活用について、校長会・教頭会でも指示を行い、周知及び活用の促進を図っております。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-8128

番号	⑤
項目	<p>すべての市民への精神疾患理解及び精神障害者への人権教育の義務化を。</p> <p><内容></p> <p>『精神疾患に関わる理解』のテキストを作成し、学習の実施。 「障害者権利条約」「大阪府障害者差別解消条例」の要約テキストを作成し学習の実施 <u>家族の体験をお話する場の確保</u></p> <p><対象者></p> <p>大阪府下、公立、私立 小学校、中学校、高校、大学、専門学校すべての教職員、 児童生徒、学生 医療関係者、(医師、職員、看護師、薬剤師) 一般市民(地域自治会、民生委員、事業所、行政機関、障害者施設事業所それぞれの 全職員)</p>
	<p>(回答)</p> <p>障がい者差別解消の取り組みにつきましては、大阪府障害者差別解消条例の改正内容を踏まえ、大阪府と連携しながら周知・啓発に取り組んでいるところです。今後も改正障害者差別解消法の施行状況など、国や府の動きを注視しながら、効果的な周知・啓発になるよう取り組みを進めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

番号	⑥
項目	<p>「精神障害者にも対応した地域包括ケアプログラム」 略称 「にも包括」の早期具体化。対象者と具体的な事業名の明確化と公表。住まいの確保、訪問医療、その他の推進事業の具体的提示とその進捗状況と財政的裏付けと今後の見通しの公表。</p>
<p>(回答)</p> <p>精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについては、令和2年度に大阪市障がい者施策推進協議会に精神障がい者地域生活支援部会を新たに設置し、保健・医療・福祉の関係者により、同システムの構築等に係る協議を行っております。</p> <p>今年度の「にも包括」に係る取組みとしましては、「保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催」、「普及啓発に係る事業」、「精神障がい者の家族支援に係る事業」、「ピアサポートの活用に係る事業」、「措置入院患者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業」、「精神医療相談に係る事業（おおさか精神科救急ダイヤルの運営（大阪府及び堺市と共同実施）」、「入院中の精神障がい者の退院促進に係る事業」を行っております。</p> <p>今後も引き続き、保健・医療・福祉の関係者との協議等を踏まえ、「にも包括」に係る取組みを実施してまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520